

平成25年4月22日

給与及び退職手当減額に関する回答

(職員組合平成25年3月26日付文書要求事項)

(1) 平成24年度に減額した給与を職員に返還すること。また、平成25年度の給与減額支給措置を行わない、あるいは可能な限り減額率を緩和すること。
平成24年度に減額した給与総額および平成25年度に減額する給与の見込額、減額支給措置に伴って減額した掛金・保険金等の事業者負担の細目、運営費交付金減額の算出根拠を詳細に提示すること。

(回答)

国立大学法人職員の給与については、国立大学法人法第35条の規定に基づき準用される独立行政法人通則法第63条第3項の規定により、「社会一般の情勢に適合したもの」と定められている。

本学においても独法通則法の準用規定の趣旨に鑑みるとともに、必要な措置を講ずるよう要請する閣議決定や運営費交付金等により人件費が賸われていた独立行政法人等については、国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額を算定し、運営費交付金から削減するとの閣僚からの要請も踏まえ、国家公務員に準じて職務の級毎に削減率を適用して実施した。

平成24年度は、国家公務員に準じて削減された積算額が、運営費交付金の削減額となり、平成25年度についても現在国会審議中であるが、同様に削減される予定である。

(2) 退職手当の調整率を引き下げ前の率に戻す、あるいは可能な限り引き下げ幅を緩和すること。大学独自に退職手当の調整率を設定できないとする具体的な財源的根拠や検討過程を示すこと。

(回答)

本学職員の退職手当については、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請する閣議決定や国立大学法人法第35条の規定に基づき準用される独立行政法人通則法第63条第3項の規定により、「社会一般の情勢に適合したもの」と定められていることを踏まえており、人事院調査に基づく官民格差の是正についても国民の理解が得られることから実施したところである。

このため、退職手当の調整率の引き下げ前の率に戻す、あるいは引き下げ率の緩和や大学独自の調整率の設定については予定をしていない。

(3) 給与および退職手当減額に対する代償措置について講ずること。

(回答)

上記(1)、(2)の回答に基づき、代償措置についての予定はない。

しかしながら、本学においては、充実した教育研究活動が推進されるようできる限りの環境改善に引き続き努力していきたいと考えている。